



国際労働機関

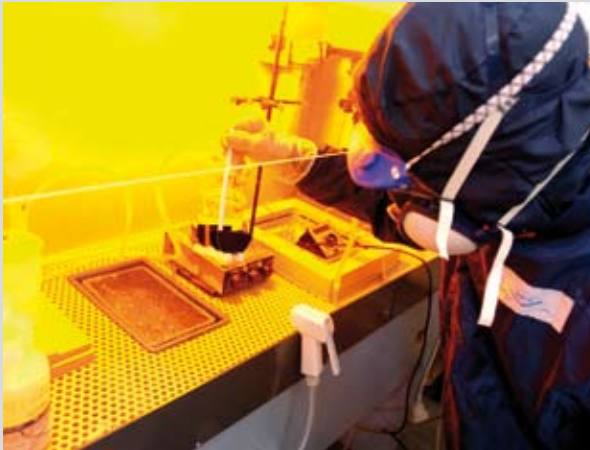


ILOのしごと



「世界の永続する平和は
社会正義を基礎としてのみ
確立することができる」

ILO憲章 1919年



ILOのしごと

国際労働機関（ILO）は、自由・公平・保障かつ人間の尊厳が確保された条件のもとで、すべての男女が、生産的なディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を得る機会を推進することに力を入れている国連機関です。その主要な目的は、仕事における権利を促進し、ディーセントな就業機会を奨励し、社会的保護を高め、仕事に関連する問題について対話を強化することにあります。

ILOは唯一の「三者構成」による国連機関であり、政策や計画を共同で策定するために、政府、使用者、労働者の代表が結集しています。

ILOは国際労働基準を策定し、監視する役割を担う国際的な組織です。181の加盟国と連携しながら、労働基準が原則にとどまらず実務において確実に尊重されるように努めています。

過去から —

ILOは第一次世界大戦を終結させたヴェルサイユ条約によって1919年に創設され、世界の永続する平和は社会正義を基礎としてのみ確立することができるという信念にもとづいています。ILOの創設者たちは、人間的な労働条件の拡充や不正義の撤廃、そして困苦や貧困の克服に取り組みました。もうひとつの国際的危機の最中にあった1944年、ILOは、「労働は商品ではない」と謳い、「一部の貧困は全体の繁栄にとって危険である」という原則のもとで基本的人権と経済的権利を規定したフィラデルフィア宣言を採択し、その目的をさらに推し進めました。

1946年にILOは、新しく設立された国際連合と協定を結んだ最初の専門機関となりました。また創設50周年を迎えた1969年にはノーベル平和賞を受賞しています。

第二次世界大戦後の数十年間におけるILO加盟国数の急速な拡大はたくさんの変化を引き起こしました。ILOは技術協力プログラムを立ち上げ、特に途上国の政府、労働者、使用者に対して専門知識と援助を提供しました。ポーランドやチリ、南アフリカなどの国々では、労働組合の権利に対するILOの強力な支援が、民主主義と自由を求める闘いを前進させました。



— 現在へ

ILOにとってもうひとつの重要な節目は1998年で、この年のILO総会で仕事における基本的原則と権利に関する宣言が採択されました。基本的原則と権利とは、結社の自由と団体交渉への権利、児童労働と強制労働の撤廃、そして雇用に関連する差別の廃止です。同宣言によれば、これらの基本的原則と権利が重要である理由は、その保障が人々に「自由に、機会の均等を基礎として、その寄与により産み出された富の公平な分配を主張すること、及びその潜在能力を実現する」ことを可能にするからです。



ディーセント・ワーク

仕事は人間の幸せの中心にあります。仕事は、収入の提供にとどまらず、個人、家族、コミュニティを強化する、より広範な社会経済開発への道を拓いていくものです。しかしそうした進歩は、ディーセントである仕事にかかっているのです。

ディーセント・ワークは働く人々の願望と表現することができます。それは生産的で公正な収入をもたらす仕事の機会、職場における保障、および家族への社会的保護に関連します。ディーセント・ワークは、個人の能力開発と社会的統合、および人々がみずからの不安を表明し、みずからの生活に影響する決定に団結して参加する自由へのより良い展望を意味しています。それはすべての男女に対する機会と待遇の平等を実現するものなのです。

ディーセント・ワークは貧困撲滅の鍵です。もし男女ともにディーセント・ワークが得られるなら、国際的な経済統合の進展によってもたらされる利益を共に分かち合うことができるのです。より多くの人にディーセント・ワークへの機会を拡大させることは、グローバル化をいっそう包括的で公正なものにするうえでの決定的な要素です。したがってディーセントな雇用の創出は、開発政策の中心に位置付けられなければなりません。



— グローバル化する世界の中で

2004年に、公正なグローバル化にむけた戦略の推進におけるILOの役割は、「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」の報告によって支持を得ました。

ディーセント・ワークを推進する意欲はILO全体に広く行きわたり、国際、地域、国、および地方レベルでのILOの活動を統合しました。政府と使用者と労働者が結集し、労働基準を設定し、その実施を監督し、啓発活動を行い、政策と計画を立案するなかで、ILOはその活動が働く男女の必要性に確実に根ざしていることを目指しています。

ILOは国連や他の様々な機関と積極的に連携し、貧困を削減し、撲滅する取り組みの中心的課題としてディーセント・ワークの創出を支持する政策や計画を立案しています。



社会対話

ILOの活動の根幹をなすのは、社会経済的な発展を推進するうえでの政府、使用者団体、労働者団体の協力の重要性です。政府と二つの「社会的パートナー」の間の対話は、仕事の世界にきわめて重要な利害関係者による合意形成と民主的な関与を促進することになります。

「社会対話」は、使用者、労働者、および政府の代表者による交渉、協議、あるいは単に意見交換を意味することもあります。政府の直接的な関与を伴う、あるいは伴わない場合も含め、労働側と経営側の関係を指すこともあります。社会対話は、政府と労使組織が変化に対応し、経済社会的目標を達成するための柔軟なツールなのです。

ILOの業務をつかさどる機関の実務において、労働者と使用者を合わせると政府と平等な発言権を持つILOの組織構造そのものが、社会対話の実践を示しています。それにより、労使の見解がILOの労働基準や政策、および計画に緊密に反映されることを確保しています。



社会対話とは、
経済と社会に
変化を達成する
ための柔軟な手段

また同時にILOは、政府と労使団体が健全な労働関係を構築し、労働法を変容する経済社会情勢に対応させ、労働行政を向上させる支援を行っています。労使団体を支援し、強化するに当たり、ILOは労使団体と政府、そして労使団体が互いに効果的な対話を行う条件が形成されるよう支援しています。

ガバナンスと政策決定

ILOの広範な政策は、年に一度開催され、政労使が一堂に会するILO総会で決定されます。また総会は国際労働基準を採択し、ILOの事業計画と予算を承認します。

1つの総会から次の総会までの間、ILOは理事会が業務を指揮し、理事会は28の政府代表、14の使用者代表、および14の労働者代表によって構成されています。ILOの事務局である国際労働事務局はスイスのジュネーブに本部を置き、40カ国以上に現地事務所を展開しています。

1999年にチリ人のファン・ソマビアがILOの第9代事務局長に就任しました。最初の南半球出身の事務局長です。



労働基準

創設以来、ILOは条約、勧告、および行動規範という形で具体化される国際労働基準のシステムを構築することで、働く人々の権利を規定・保障し、また労働条件を改善するように努めてきました。

ILOは仕事の世界のあらゆる側面を網羅する180を超えるILO条約と190を超える勧告を採択してきました。この国際労働法典は近年理事会によって見直され、1985年以前に採択された条約のうち70以上はいまだに十分に最新であるが、残りの条約は改正あるいは撤回が必要であると結論付けられました。それに加え、いくつもの行動規範が策定されました。母性休暇や移民労働者保護といった多様性のある分野では、こうした基準が国内法制を整備する上で重要な役割を果たします。監視手続きは、個々の加盟国によって批准された基準の適用の確保に役立ち、またILOは国内労働法の策定において助言を提供しています。

1998年の仕事における基本的原則と権利に関する宣言の採択によって、ILO加盟国は関連条約の批准の有無に関わりなく中核的労働基準を支持することを決定しました。これらは基本的人権であり、またディーセント・ワークの中心的事項でもあります。



中核的労働基準は
ディーセント・
ワークの
中心的な柱

結社の自由

結社の自由は 社会と経済の進歩 を築く 基本的な要素

労働者及び使用者が自らの選択する団体を設立し、あるいは団体に加入する権利は、自由で開かれた社会の不可欠な部分です。それは社会経済的発展の構成要素となる基本的な市民的自由です。これに関連するのは団体交渉権の効果的な承認です。発言権と代表権は、ディーセント・ワークの重要な一部なのです。

労働者と使用者のための独立した団体の存在は、ILOの三者構成構造の基礎となり、こうした団体によるILOの活動や政策への関与は、直接・間接的に結社の自由を補強しています。政府への労働法制に関する助言から、労使団体への教育と訓練の提供にいたるまで、ILOは日常的に結社の自由の促進に携わっています。

ILOの結社の自由委員会は、労働者と使用者の結社の権利の侵害を審査するために1951年に設置されました。委員会は、殺人、失踪、身体的攻撃、逮捕、および組合役員の強制的国外逃亡の申立を含む2000件以上の案件を審査してきました。この委員会は三者構成で、ILO加盟国が結社の自由に関する条約を批准しているかどうかを問わず、その国の苦情を取り扱います。

結社の自由委員会と他の監視メカニズムを通じて、ILOは頻繁に労働組合と使用者団体の権利を擁護してきました。多くの場合において、こうした団体は国家の民主化への移行に重要な役割を果たしました。



強制労働

推計で少なくとも1200万人が世界中で強制労働の犠牲となっています。このうち1000万人は、国家に直接課されたものではない民間部門での強制労働で搾取されています。ILOは毎年320億米ドルの利益が人身取引された人々による強制労働によって生み出されていると推計しています。

強制労働には、債務奴隷や人身取引、およびその他の現代的奴隷制などの様々な形態があります。その被害者はもっとも弱い者たち——売春を強要された女性や女兒、債務奴隷や搾取的労働に陥った移民労働者、明らかに違法な方法で縛り付けられ、ほとんどあるいはまったく無報酬の農場労働者などです。

ILOは創設以来、強制労働とそれを生じさせる条件に取り組み、その取り組みを増強するために「強制労働に関する特別行動計画」を立ち上げました。労働者、使用者、市民社会、およびその他の国際機関と連携しながら、ILOは強制労働のあらゆる側面に対応しようと努めています。こうした活動は、人身取引の被害者の出身地のコミュニティにおける生活改善プロジェクトなどの予防的措置から、解放された労働者の支援にいたるまで多岐にわたります。また小規模融資や訓練の機会、教育を受ける機会の促進などもこれに含まれるでしょう。



ILOは強制労働の
あらゆる側面に
取り組もう
と努めています

児童労働

児童労働は 世界的に減少 の傾向

世界中で2億人以上の働いている子どもたちがおり、その多くが一般の労働者と同じ時間働いています。子どもたちは十分な教育、健康、そして基本的自由を奪われているのです。このうち1億2600万人（世界中の12人に1人の子どもたち）が、健康、安全、道徳を脅かす有害な労働にさらされています。

過去15年にわたり、世界は緊急を要する社会経済的問題としての、および人権問題としての児童労働に関心を寄せてきました。今日、児童労働は世界中で減少傾向にあり、この傾向が続けば、次の10年で最悪の形態の児童労働はなくなると見込まれています。これは児童労働を撤廃する強力な国際運動の直接的な成果です。

この運動は、各国がILOの最悪の形態の児童労働撤廃条約を批准する前例のないペースに反映されています。1999年に採択されたこの条約は、ILOの加盟国（現在181）の10カ国に9カ国の割合で批准されています。同様に1973年に採択されたILOの最低年齢条約は、ILOの加盟国の5カ国に4カ国の割合で批准されています。

ILOはこの高まりつつある運動の背景にある主要な原動力です。1992年に立ち上げられた児童労働撤廃国際計画（IPEC）は、今日80カ国以上に活動を広げています。ディーセント・ワークの他の側面と同様に、児童労働の撤廃は人権問題であり、また開発問題でもあります。ILOの政策と計画は、子どもたちがディーセントな雇用がある生産的な成人になるために必要とされる教育や訓練を受けられるように支援することを目的としています。



差別

何億人もの人々が、仕事の世界での差別に苦しんでいます。これは単に最も基本的な人権を侵害するだけでなく、より広範な社会経済的結果をもたらします。差別は機会を失わせ、経済発展に必要な人材を無駄にし、社会的緊張と不平等を倍加させます。差別の撤廃はディーセント・ワークの推進に不可欠であり、この局面での成功は職場をはるかに超えた影響があります。

差別に関連した事項は、あらゆるILOの活動領域に存在しています。たとえば結社の自由を強化することによって、ILOは労働組合員や役員に対する差別の防止に努めています。

強制労働や児童労働と闘うプログラムは、売春に追い込まれたり、家事労働を強要される女兒や女性の支援を含んでいます。非差別は、HIV/エイズと仕事の世界に関するILOの行動規範の中の重要な原則のひとつです。労働法に関するILOガイドラインも差別に関する規定を含んでいます。

同時に、ジェンダーの平等はILOの全ての活動に統合されています。これは労働市場で女性が直面している根深く、多様な問題を反映しています。女性はいまだに男性よりも収入が少なく、低賃金であり保護されない職業に多く就き、インフォーマル経済、非典型雇用、無報酬で働く労働者の大部分を占めています。ILOは女性の就業機会を拡大し、就業条件を向上させ、ジェンダーによる差別を撤廃するために活動しています。支援サービスや事業開発、訓練、小規模融資、および成功事例の文書化を通して、女性の起業を奨励しています。また労働者組織を支援し、職場における女性の権利を保護、拡大し、労働組合と社会全体における女性の役割を推進しています。



差別は
機会をつぶし、
経済**進歩**に必要な
人間の**能力**を
無駄にする

雇用と収入

雇用を
社会経済政策の
中心に据える
必要性は
かつてないほどに
増大

世界の失業が歴史的な高水準に達し、雇用を経済社会政策の中心に据える必要がかつてないほど高まっています。仕事がある者でさえ、貧困の程度は、はるかに多くの生産的でディーセントな仕事の必要性を裏付けています。

世界でディーセント・ワークが創出されるペースは不十分で、国レベルでの積極的な労働市場政策とともに、マクロ経済政策におけるいっそうの国際協力の必要性を示しています。

生産的で自由な選択に基づく雇用はILOの使命の中核に位置し、ILOは完全雇用に向けた取り組みを進めています。ILOはディーセント・ワークと収入を創出し、維持するうえで役立つ政策（政労使によって計画される包括的な「国際雇用戦略」の中で策定される政策）を打ち出しています。またILOは研究を行い、雇用戦略に関する国際的な議論に参画しています。



ILOは特に若い男女の大量失業（世界の失業者の約半分は若者）に懸念を持っており、政策助言や、現実的な訓練と雇用イニシアチブを通じて若者と政府の支援に努めています。

ILOはインフォーマル経済に関する分析と活動のさきがけとなりました。この用語は、成文法や法施行制度の範囲外でなされる仕事を表すために用いられます。多くの開発途上国では、農業以外の労働力の半数以上がインフォーマル経済で働いています。こうした国々の女性のほとんどが、露天商としてインフォーマルな働き方をしています。インフォーマルな仕事はほとんどが非生産的で、保障がなく、収入も低く、不遇な条件下で行われています。使用者と労働者をインフォーマル経済から移行させる支援は、技能と生産性を向上させ、法と法の施行を改善し、自助組織を育成する包括的な戦略を必要としています。

「労働市場の主要指標」などのILOの定期刊行物は、傾向を分析し、包括的な統計データを提供しています。

ILOは、訓練や技能開発から小規模融資や小規模事業開発にいたる分野において技術的な支援と助言を提供しています。

ILOは中央での計画経済から市場経済に移行する各国に対し、雇用と労働市場および人材政策について助言しています。また開発途上国においては、雇用集約的な投資を促進するために活動しています。



賃金とその他の雇用条件

多くの国々で賃金は上昇していますが、いまだに多くの労働者が、賃金が低すぎるためにみずからの基本的ニーズを満たせていません。仕事に打ち込んでも賃金の減少を経験する労働者もあり、それに付随する見通しの不確実性が仕事の保障を弱め、仕事と家族を調和させるための新たな困難をもたらしています。危険で汚い労働条件の仕事は、先進工業国で減少傾向にありますが、開発途上国ではいまだに広範に見られます。その一方で仕事に関連するストレスと暴力が、重要な課題として世界的に認識され始めています。

賃金、労働時間、作業組織、労働条件、および仕事以外の生活上の要求に順応した労働のあり方は、経済活動の鍵となる側面であると同時に、雇用関係と労働者保護の中核的要素であるために、ILOの主要な関心事項となっています。こうした事項は政府の政策の重要な構成要素であるだけでなく、人事労務管理、団体交渉、および社会対話の中心的な要素でもあります。



社会的保護

ほとんどの男女が十分な社会的保護を享受していません。職場での危険に直面し、年金と健康保険制度の適用はないに等しいか全く無い状況です。十分な休憩時間を許されない者もあり、また多くの女性が出産に関わる給付を欠いています。国際労働基準と国連は、社会的保護は基本的人権であると認識しています。さらには、適切に設計された社会的保護制度は経済活動を向上させ、競争力の強化にも寄与するのです。ILOは、各国が社会のあらゆる集団に社会的保護を拡張し、労働条件と職場の安全を改善する支援を行っています。



各国が
社会的保護を
社会のあらゆる
集団に
拡張することへの
支援を
ILOは公約

社会保障

世界人口のわずか20%が十分な社会保障の適用を受けており、半数以上はまったく適用を受けていません。この状況は経済発展のレベルを反映しており、後発開発国では10%に満たない労働者しか社会保障の適用を受けていません。中所得国では20%から60%が適用を受け、最も先進的な工業国では100%近くとなっています。

社会保障は、特に高齢や失業、病気、障害、労働災害、出産、世帯主の死亡などの場合における、保健医療の利用や所得保障に関係します。

政府、使用者、労働者の懸念を契機に、ILOは2003年に「すべての人への社会保障適用世界キャンペーン」を立ち上げました。このキャンペーンは30カ国以上ですでに展開されていたILOの取り組みを基礎にして始まりました。これは社会保障の全国的な適用拡大を支援したり、コミュニティ基盤型の社会保障組織を強化する計画を含んでいます。ILOはまた、開発途上国と先進国の人々の保障を悪化させる要因を特定する重要な研究も行っています。



国境を越える人の移動

世界中のすべての移民と難民の半数近く、あるいはおよそ8600万人が経済活動に従事、すなわち雇用されているか、あるいは収入を生む活動に携わっています。グローバル化の負の影響のために仕事と経済的な機会の提供を受けられず、雇用と人間の安全保障を求めて国境を越える移民の数は、今後数十年で急速に増加すると見込まれています。主要な受入国による厳しい入国管理や障壁の設定は、受け入れ側の社会における多くの移民労働者の虐待や搾取の発生など、数多くの懸念を招いています。

ILOは、移民自身の福利だけでなく、送出国と受入国双方の成長と発展に、移民が積極的に貢献できるような労働力移動のより良い管理のために、政策を立案し資源を蓄積することが今日の世界的な課題であると考えています。

またILOは、強制労働者を搾取する者に対する法的制裁や積極的な訴追といった、効果的な国内法制といっそう強力な執行体制を推し進めています。さらに啓発活動によって、人権や労働権の侵害に関心を集めるように努めています。



健康及び安全

世界中の 職場で 予防的な 安全衛生文化 を創出し、 適用することに、 ILOは特別の 重要性を付与

毎年200万人以上が労働災害や仕事に関連した疾病で死亡しています。控えめな推計によっても、年間2億7000万件の労働災害と1億6000万件の職業上の疾病が発生しています。

仕事の安全性は、国や経済部門、および社会集団によって大きく異なります。死亡や災害は、農業や建設業、木材搬出、漁業、および鉱業などの危険が多い活動に大多数が従事する開発途上国で特に多発しています。世界中で、最も貧しく、最も保護を受けていない者（しばしば女性や子ども、そして移民）が、最も被害を受ける者たちと言えます。

多くの工業国が重大災害の削減で見せた進歩にかんがみれば、職場の安全性の改善が成果をもたらすことは明らかです。しかしこのことに関する自覚や知識、および情報が不足しているのです。ILOは、研究や啓発活動、技術支援を通じてこの差を埋めようとしています。そして各国が危険の多い職業に主眼を置きながら、管理ツールや監視制度、および情報サービスを構築するための支援を行っています。

ILOは世界中の職場で予防的な安全衛生文化を創出し、適用することに特に重要性を置いています。



HIV／エイズ

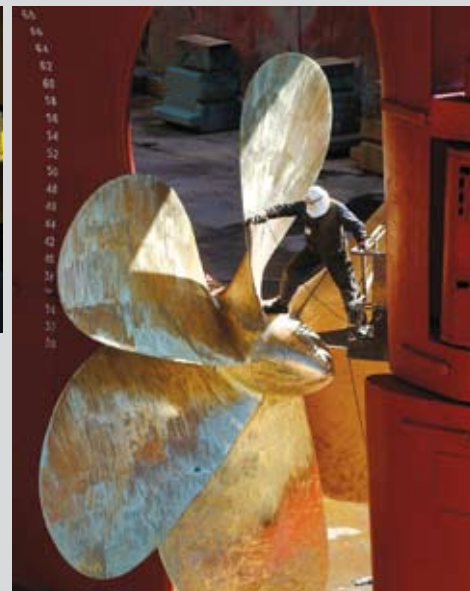
比較的短期間に、HIV／エイズの蔓延は、私たちの時代の最も深刻な職場の問題のひとつになりました。労働年齢にある人々のうち4000万人近くがHIVに感染しており、この感染症が20年前に確認されて以来、世界全体で推計2800万人の労働力が失われました。

感染者とその家族に対する破壊的な影響にとどまらず、この感染症は仕事の世界に様々な影響を及ぼしています。たとえばHIV／エイズに感染した人々に対する差別は、仕事における基本的権利を脅かし、ディーセントな雇用を得る機会を弱体化します。

政府、使用者、労働者との協議を経て、ILOは2001年に「HIV／エイズと仕事の世界に関する行動規範」を採択しました。

この先駆的な規範は、HIV／エイズの拡大を予防し、職場への影響を管理し、和らげるよう図られています。規範の主要な原則の中には、非差別、ジェンダーの平等、健康的な労働環境、就業に関する目的でのHIV検査の禁止、秘密の保持、および雇用関係の継続が含まれています。この規範は、仕事の世界におけるHIV／エイズの取り扱いに関する協定に関して交渉する使用者と労働組合にとっての基準として次第に役立つようになっていきます。







ILO駐日事務所

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5-53-70

UNハウス(国連大学本部ビル)8階

TEL : 03-5467-2701

FAX : 03-5467-2700

E-mail : ilo-tokyo@ilotokyo.jp

<http://www.ilo.org/tokyo>



ISBN : 978-92-2-818965-0 (ウェブPDF版)

2007年12月

写真©ILO デザイン <http://www.paprika-annecy.com>